

意見書

クラス_____ 氏名_____

(生年月日： 年 月 日生)

病名

発症日： 年 月 日

上記が軽快し、 年 月 日より、集団生活に支障のないことを証明します。

住所

医師名

年 月 日

登園の小児感染症病後の登園基準は、次のようになっておりますので、ご配慮をお願いします。

麻疹 (はしか)	解熱後、3日を経過してから
風疹	発しんが消失してから
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状 (発熱・充血など) が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 (はやり目)	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消えるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111)	医師により感染の恐れがないと認めるまで *無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立していない5歳未満の子どもの場合、2回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髓膜炎菌性髓膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

以上を最低基準とし、伝染のおそれがないことと通常の保育に耐えられる体力の回復を原則としています。

すずのき台保育園